

RAG（検索拡張生成）サービス調達業務委託 実施要領

1 業務概要

(1) 業務委託名

RAG（検索拡張生成）サービス調達業務委託

(2) 目的及び概要

RAG（検索拡張生成）機能を有する生成 AI サービス（以下、「RAG サービス」という。）を導入し、各種法令や例規、庁内のマニュアル等のデータベースをもとにした回答を得ることで、職員の情報検索や庁内問合せ対応等の業務の効率化及び平準化を図るもの。

※詳細は基本仕様書を参照のこと。なお、基本仕様書中に特段の記載が無い限り、この基本仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須のものとする。

(3) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 外

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

(5) 提案上限額

8,448千円（消費税及び地方消費税含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

また、この金額は契約額を示すものではない。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局デジタル部デジタル戦略課

電話 096-328-2062（直通）

電子メールアドレス digitalsenryaku@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出

し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿（業種：⑰-1又は⑰-4）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2

- 1条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
- 本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)、(8)の要件を全て満たす者であること。

4 スケジュール

実施要領等交付期間	令和8年（2026年）3月24日（火） ～令和8年（2026年）4月7日（火）
参加表明書提出期限	令和8年（2026年）4月7日（火）午後5時
質問書提出期限	令和8年（2026年）4月14日（火）午後5時
技術提案書提出期限	令和8年（2026年）4月21日（火）午後5時
ヒアリング審査	令和8年（2026年）5月11日（月）を予定

5 申請手続等

(1) 参加表明書等の交付期間及び方法

令和8年（2026年）3月24日（火）から

令和8年（2026年）4月7日（火）午後5時まで

本件プロポーザル実施要領及び関係書類（提出書類の様式等）は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームペー

ジでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書等は、令和8年（2026年）4月7日（火）までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電子メールにより提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

イ 提出期限

令和8年（2026年）4月7日（火）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）4月7日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。郵送、電子メールにより提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参又は電子メールの場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局デジタル部デジタル戦略課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(イ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。

る。この場合に、うち1組合員でも3(5)、(8)及び(9)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。結果(参加資格がないと認めた場合はその理由を含む。)については、書面により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日は含まない。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

- (1) 基本仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書(様式第6号)により電子メールにて提出すること。ただし、電子メール送信後は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年(2026年)3月24日(火)から令和8年(2026年)4月14日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

電子メールアドレス digitalsenryaku@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)4月16日(木)までに開始し、ヒアリング審査日までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 提案書等の提出

5 (3) の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、技術提案書及びその他の必要書類（以下「提案書等」という。）を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 技術提案書提出届（様式第3号）

イ 技術提案書【任意様式（A4版・30枚まで（表紙含む））】

- ・基本仕様書を尊重し、方針・手法・効果等について詳細に記載した技術提案書を作成すること。
- ・作成にあたっては、「RAG（検索拡張生成）サービス調達業務委託受託候補者選定審査会 審査基準」に記載する「審査項目」ごとに見出しをつけ、同資料記載「確認内容及び技術提案書記載事項」を記載すること。

ウ 業務従事者調書（様式第4号）

- ・本業務に関連する資格を保有する場合は、これを証明できるものの写しを添付すること。

エ 類似業務実績調書（様式第5号）

- ・国又は地方自治体から直接受注した類似業務（RAGサービスの導入等、本業務に類似する業務実績）として、過去5年以内に履行が完了した業務を対象とする。
- ・類似業務実績について、契約書の写しまたは発注者の履行証明書及び仕様書の写しを添付すること。

オ 要求機能一覧（様式第7号）

- ・対応可否について記載すること。

カ セキュリティ対策確認一覧（様式第8号）

- ・提案者が現在想定する対策を各シートの指示に従い記載すること。

キ 参考見積書（任意様式）

- ・以下2種類の見積書を、税抜き金額、消費税額及び合計金額を明記することとして作成すること。

（ア）本業務委託見積書

合計金額が1(5)提案上限額を超えないものとする。

（イ）2年目の見積書

本契約に含まれるものではないが、現段階において想定される

「2年目のサービス利用料」について記載すること。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）4月21日（火）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(3) 提出方法

10「(1) 提出書類」ア～キについて、PDF形式ファイルで、参加者名が分かるもの及び参加者名を伏せたものを、電子メールで提出すること。

電子メール送信後は、必ず電話で着信を確認すること。

なお、データ容量の都合で、電子メールでの提出が難しい場合は、本市指定のファイル送受信システムでの提出も可能なため、本市へ相談すること。

(4) 提出先

2の担当部局

電子メールアドレス digitalsenryaku@city.kumamoto.lg.jp

1.1 提案書等のヒアリング審査の実施

(1) 実施日時

令和8年（2026年）5月11日（月）を予定。詳細は、別途指示する。

(2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎又は近隣市有施設を予定。詳細は、別途指示する。

(3) 実施方法

ア 対面によるヒアリング審査方式、審査は非公開とする。

ただし、やむを得ない事情により、Web環境によりヒアリング審査を実施する場合がある。その場合、「Microsoft Teams」の活用を想定しているため、環境の準備をしておくこと。また、Teamsの表示名（アカウント名）は、自社が特定できないものとする。

イ 審査基準に示す審査項目についてプレゼンテーションを行うこと。

詳細は「RAG（検索拡張生成）サービス調達業務委託受託候補者選定審査会 審査基準」を参照のこと。

(4) ヒアリング審査出席者

業務従事者調書（様式第4号）に記載した者の中から最大3名まで出席できる。ただし、業務責任者は必ず出席すること。

(5) ヒアリング審査時間

1者30分（プレゼンテーション時間：20分以内、質疑応答：10分程度）を予定

(6) ヒアリング審査時には、提出した提案書等及び提案するサービスのみ

を使用することとし、追加資料は認めない。

- (7) ヒアリング審査を正当な理由なく欠席した場合は、当該参加は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等本市がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング審査を実施できるときは、再度本市が指示した日時においてヒアリング審査を行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング審査等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者のヒアリング審査実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「RAG（検索拡張生成）サービス調達業務委託受託候補者選定審査会設置要綱」に基づき、「RAG（検索拡張生成）サービス調達業務委託受託候補者選定審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「RAG（検索拡張生成）サービス調達業務委託受託候補者選定審査会審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定審査会にて審議・決定する。

(4) 契約候補者としめない場合について

以下の場合には、契約候補者として決定しない。

- ・審査基準の総合計の6割に満たない場合
- ・基本仕様書「5 業務内容（2）」について、実現できない機能があると判断される場合

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1 4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日

から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由は、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 5 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても1 5 (1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1 6 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の

証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書・提案書等の作成・提出及びヒアリング審査に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 提出書類等を手書きで記入する場合は、黒色のペン又はボールペンで記入すること（消えるボールペンは不可）。